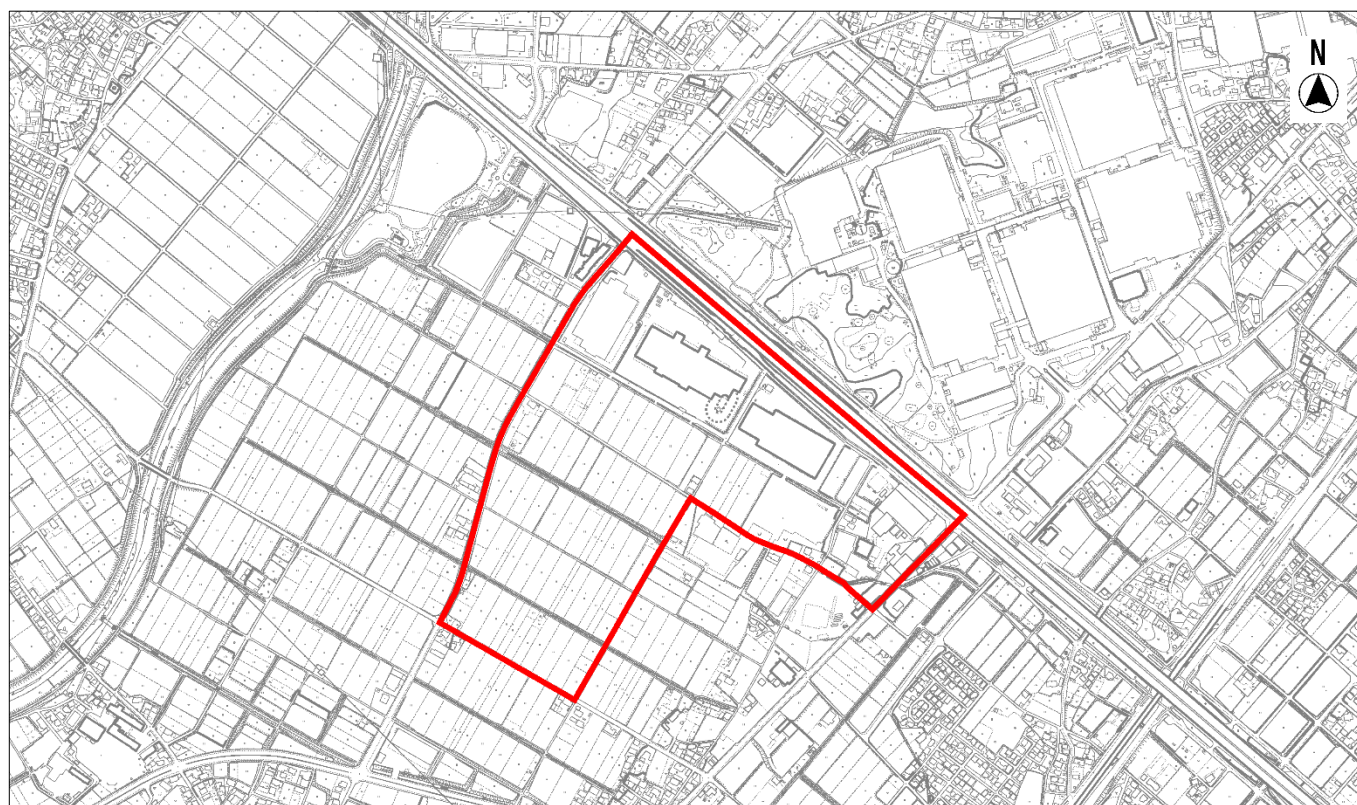


地区計画のルール

豊田南インター周辺地区計画

【令和4年3月29日告示】

名称	豊田南インター周辺地区計画
位置	豊田市駒場町中山並びに生駒町切戸、立入、横山及び寿の各一部
面積	約35.6ha（地区整備計画区域 約35.6ha）



豊田南インター周辺地区計画の区域

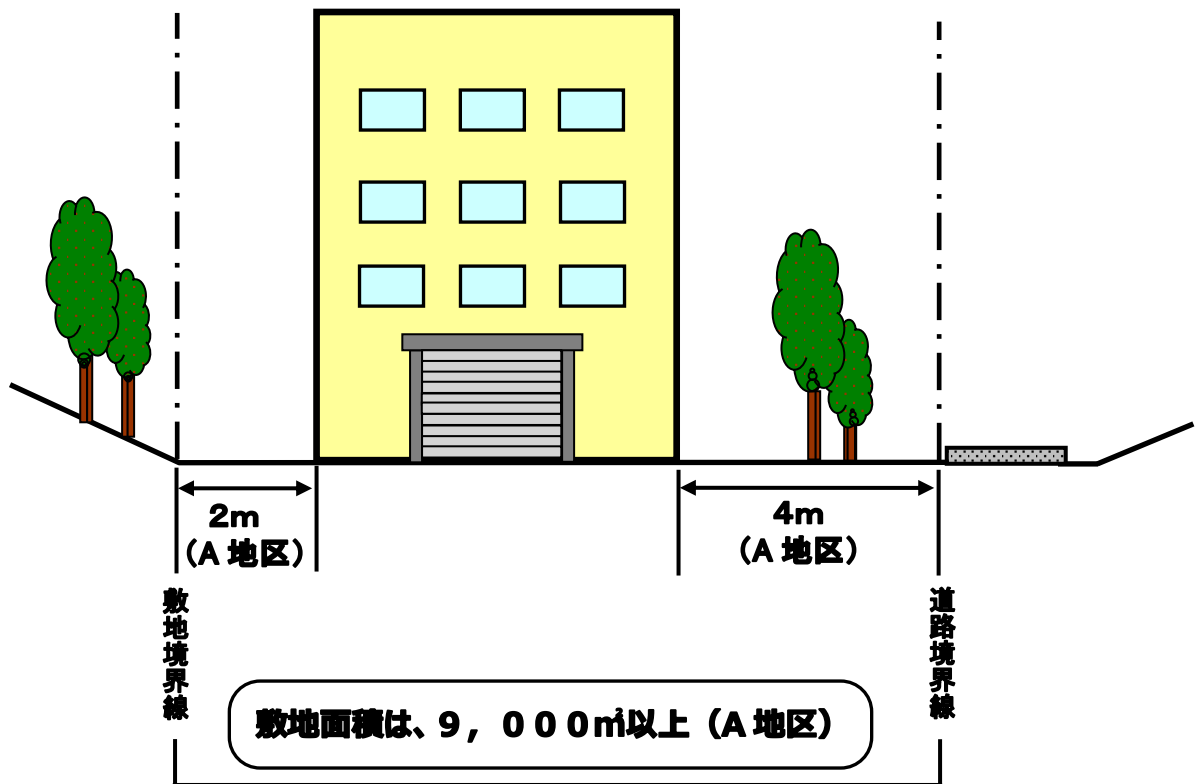


豊田南インター周辺地区計画の目標

本地区は（都）伊勢湾岸道路豊田南インターチェンジに近接しており、産業用地としての需要が非常に高く、物流施設等の立地が進んでいる。周辺には国道419号、（都）名古屋岡崎線及び（都）三好ヶ丘駒場線が整備されており、これらの広域交通網による高い利便性を活かした工業地の形成を図ることを目的とする。

《豊田南インター周辺地区計画における建物に関するルール》

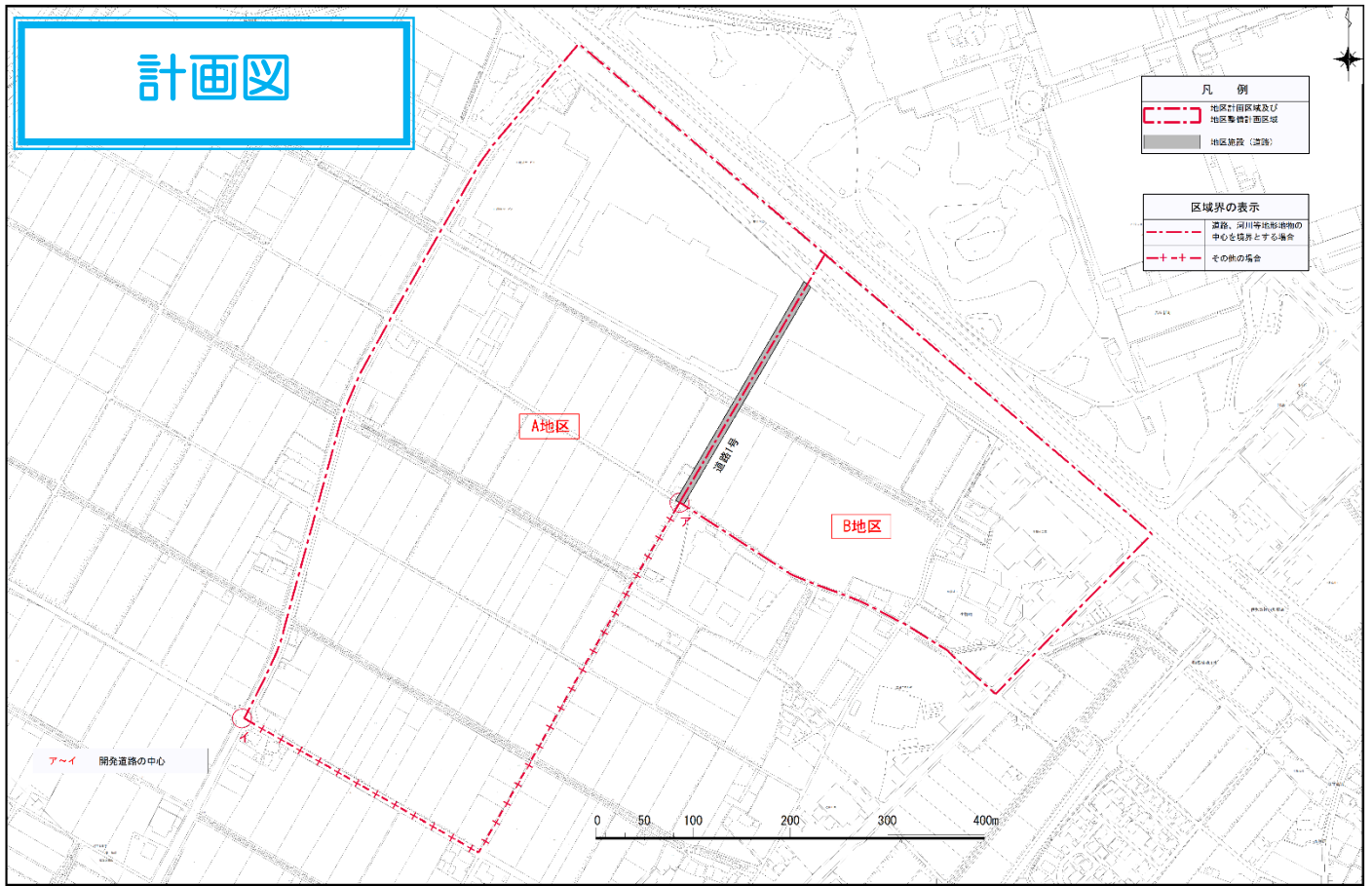
- ① 用途の制限（A地区・B地区）
- ② 敷地面積の最低限度（A地区）
- ③ 壁面後退（A地区）



豊田南インター周辺地区まちづくりルール (豊田南インター周辺地区整備計画)

		地区の区分	名称	A地区	B地区
			面積	約 24.8ha	約 10.8ha
地区整備計画	建築物に関する事項	建築物等の用途の制限	次に掲げる建築物は、建築してはならない。 1 住宅 2 共同住宅、寄宿舍又は下宿 3 老人ホーム、福祉ホームその他これらに類するもの 4 物品販売業を営む店舗又は飲食店 5 図書館、博物館その他これらに類するもの 6 ボーリング場、スケート場、水泳場その他これらに類する建築基準法施行令（昭和25年政令第338号。以下「法施行令」という）第130条の6の2で定める運動施設 7 マージャン屋、ぱちんこ屋、射的場、勝馬投票券発売所、場外車券売場その他これらに類するもの	次に掲げる建築物は、建築してはならない。 1 老人ホーム、福祉ホームその他これらに類するもの 2 図書館、博物館その他これらに類するもの 3 ボーリング場、スケート場、水泳場その他これらに類する法施行令第130条の6の2で定める運動施設 4 マージャン屋、ぱちんこ屋、射的場、勝馬投票券発売所、場外車券売場その他これらに類するもの	
		建築物の敷地面積の最低限度	9,000㎡	-	
		壁面の位置の制限	建築物の外壁又はこれに代わる柱の面から敷地境界線までの距離（以下「後退距離」という。）は2m、道路境界線までの後退距離は4m以上でなければならない。ただし、守衛室及び自転車置場その他これらに類する用途に供し、軒の高さが、3.0m以下であるものを除く。	-	

計画図



お問合せ

- ・ 地区計画の内容に関すること

豊田市役所都市計画課 0565-34-6620